

## 第37回 東京弁護士会人権賞 受賞者決定

総務委員会委員長 木村 英明 (46期)

当会人権賞選考委員会（委員長 高橋寿一専修大学教授）は、2022年度の人権賞受賞者を決定し、昨年11月30日に司法記者クラブで発表した。受賞式は、本年度は新年式が中止になったことから、2023年1月11日開催の常議員会で行われる予定である。受賞の理由は次のとおり（敬称略・50音順）。

### ◎一般社団法人性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会（LGBT法連合会）

LGBT法連合会の創立は2015年であり、性的指向および性自認に関わる当事者・支援者・専門家の団体97団体から成る日本最大の全国連合会として、困難を抱えている当事者等に対する法整備を目的とした事業を実施してきた。

その活動は、当事者が抱える困難の実態を可視化した「困難リスト」の作成、地域会議の開催による当事者・支援者・専門家とのネットワークの構築、経済団体・労働団体との連携による職場における差別禁止の提言や国際団体との協働による署名キャンペーンの展開、LGBT差別禁止法試案の発表・提案など、多岐に及んでいる。

たとえば、超党派の「LGBTに関する課題を考える議員連盟」と連携して活動しており、同連合会の作成した資料や法試案をもとに、与野党の主要政党が法案を策定あるいは国会に提出などしている。また、予算・政策要望の各省庁への提出、性的指向および性自認にかかる差別禁止規定を置いた条例の成立やハラスメント等の事業者への防止措置を義務付ける法制度確立の働きかけとその実現、市民団体の活動へのアドボカシーのサポートや再助成を行い、性的指向や性自認に関する人権擁護のための法施策実現と立法等へ貢献している。

さらには、同連合会が作成した「困難リスト」や「支援マニュアルガイドライン」が多くの自治体で「職員対応指針」の参考資料とされており、NHKや厚生労働省の調査へ協力して当事者視点の課題を踏まえた支援策の提供にも貢献している。

以上の諸活動は、東京弁護士会人権賞の受賞に相応しい。

### ◎桜井 昌司

桜井昌司氏は、1967年に発生した布川事件（強盗殺人事件）で起訴され、無期懲役判決を受けた。事件から44年間、自らの無実を訴え続け、2011年に再審無罪が確定した。

桜井氏は、無罪判決を勝ち取った後も積極的に活動を続けた。まず、2012年には、冤罪となった原因の究明と責任を問うべく検察（国）と警察（県）に国家賠償請求訴訟を提起し、東京地裁に続き2021年8月には東京高裁においても勝訴した。この訴訟は、他の冤罪事件・国賠事件の道標となると言われている。

また、他の冤罪被害者・支援者と積極的に交流し、冤罪をなくすための活動にも積極的に取り組んできた。たとえば、2019年3月には、桜井氏の呼びかけで「冤罪犠牲者の会」が設立され、冤罪事件相互の情報交換や支援を通じて連帯しながら冤罪をなくすための運動をしている。また、同年5月には「再審法改正をめざす市民の会」に参加し、共同代表を務めている。

さらには、衆参両議院の法務委員会における参考人や日弁連・各弁護士会における諸企画の報告者としての発言、書籍の出版や映画、コンサート活動など、冤罪被害者としての社会活動を行い、冤罪被害の実態を世の中に広く訴える活動をしている。

同氏による冤罪をなくすための活動とその成果は東京弁護士会人権賞の受賞に相応しい。